

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 平成24年度直轄事業の事業計画等（補正予算）「平成25年3月7日時点」

平成24年度直轄事業の事業計画等（補正予算）「平成25年3月7日時点」について、お知らせします。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/shihon/shihon00000096.html>

2. あなたのご意見をお聞かせください！

～平成25年度「国土交通行政インターネットモニター」を募集します～

国土交通省では、平成25年度「国土交通行政インターネットモニター」を募集しますのでお知らせします。

1.目的

国土交通省は、皆さまから広くご意見をお聴きして、国土交通行政に反映させることを目的として『国土交通行政インターネットモニター』を募集します。

2.募集者数 関東ブロック 274 名程度(全国 1,000 名程度)

3.募集期間 平成25年3月1日(金)～平成25年3月31日(日)

4.応募方法

「国土交通行政インターネットモニターホームページ」(<https://www.monitor.mlit.go.jp>)から応募していただきます。

5.応募資格

日本国内に居住する20歳以上(平成25年4月1日現在)の方で、インターネットを容易に利用でき、国土交通行政に対する高い関心と熱意を有する方とします。ただし、国会・地方議会の議員、国土交通行政に従事する常勤の公務員、国土交通省所管の独立行政法人等の役職員及びその同居の親族は除きます。

6.モニターの仕事

(1)国土交通省が提示する「アンケート調査」に回答していただきます。(国土交通省が提示する「課題」に対して意見書を提出していただく場合もあります。)

(2)国土交通行政に対するご意見・ご要望を「随時意見」として提出することができます。

7.その他

関東ブロックとは、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県の1都8県です。募集の詳細は、別添の平成25年度「国土交通行政インターネットモニター」募集要領をご覧ください。幅広い皆様からのご応募をお待ちしております。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/soumu_00000068.html

3. 東日本大震災を踏まえた「首都圏広域地方計画の総点検結果について（最終とりまとめ）」及び「災害時相互応援に関連する広域的な協定等の締結状況」について

関東地方整備局

首都圏広域地方計画推進室

首都圏広域地方計画協議会では、東日本大震災を踏まえた首都圏広域地方計画の総点検を行うため「東日本大震災を踏まえた首都圏における広域的な連携・取組みのためのプロジェクトチーム」を設置し、首都直下地震等に備えた大規模地震対策を推進する上で、広域的に連携する必要性の高い課題、それに対する今後の取組みの方向性等について、東日本大震災を踏まえて検討・整理し、平成24年9月に「首都圏広域地方計画の総点検結果について(中間とりまとめ)」を公表いたしました。今般、各課題に対する具体的な取組状況などの整理を進め、「首都圏広域地方計画の総点検結果について(最終とりまとめ)」として、首都圏広域地方計画協議会に報告がありましたのであわせてお知らせします。

また、構成機関が締結している災害時相互応援に関連する広域的な協定等の締結状況を把握し、「東日本大震災を踏まえた首都圏における広域的な連携・取組みが必要な課題」等との関係を整理し、新規協定締結や既存協定の拡充等の検討の基礎資料をまとめましたので、お知らせします。

○公表資料

(1)「首都圏広域地方計画の総点検結果について(最終とりまとめ)」及び概要版

http://www.mlit.go.jp/report/press/kokudoseisaku09_hh_000030.html（本省WEBサイト）

(2)「災害時相互応援に関連する広域的な協定等の締結状況」

<http://www.ktr.mlit.go.jp/chiiki/index00000030.html>

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kyoku_00000553.html

4. 株式会社ミツバと周辺地域の水防体制に関する協定書締結調印式の開催について

～企業の減災対策実施への具体的な支援として全国初の取り組み～

同時に企業と連携して地域住民の避難支援に取り組んでいきます

渡良瀬川河川事務所

株式会社ミツバ、桐生市、関東地方整備局は、株式会社ミツバの浸水防止対策について連携し推進するとともに、株式会社ミツバの協力を得て周辺地域住民の避難支援に全国で初めて取り組む「株式会社ミツバと周辺地域の水防体制に関する協定書」を締結するため、下記のとおり調印式を開催します。

記

日時:平成25年3月19日(火) 16時00分～17時00分

開催場所:株式会社ミツバ本社内(群馬県桐生市広沢町1-2681)

その他:当日は取材可能です。詳細は本文資料(PDF)別添をご覧ください。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/watarase_00000049.html

参考 企業が取り組む自衛水防への支援について（国土交通本省 WEB サイト）

http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_000615.html

5. 「東京港における首都直下地震発生時の震後行動」の策定について

東京港湾事務所

東京都港湾局

「港湾BCPによる協働体制構築に関する東京港連絡協議会」(平成24年5月設置。詳細は本文資料(PDF)別紙1参照。)は、大規模地震により東京港が被災した場合の港湾機能の確保及び復旧について協議し、東京港の港湾BCPとして本年3月に「東京港における首都直下地震発生時の震後行動」を策定しましたので、お知らせします。

○目的

大規模地震発生時に、港湾の早期の機能回復を行い、東京都地域防災計画に基づく緊急物資輸送活動を円滑に実施し、また、国際コンテナ物流が速やかに回復できるように、港湾関係者が共有しておくべき目標や行動、協力体制について整理・明確化することを目的とする。

○内容のポイント

(1)これまで各関係者が個々に取り組んできた災害時の対応や、それぞれのBCP等をもとに、関係者間の行動、協力体制を整理・明確化

(2)緊急物資輸送活動と国際コンテナ物流活動のそれぞれについて、各関係者間共通の目標と実施方針を設定

ア緊急物資輸送活動の目標

- ・海上から物資輸送できる体制を24時間から72時間以内に構築する。

イ国際コンテナ物流活動の目標

- ・耐震強化岸壁を概ね7日以内に機能回復させ、コンテナターミナル全体を早期に本格供用させる。

(3)緊急物資輸送活動と国際コンテナ物流活動のそれぞれについて、各関係者の業務と目標時間を基本対応パターンとして作成

○概要及び本文

本文資料(PDF)別紙2「東京港における首都直下地震発生時の震後行動の概要」

※本文は、次の各ホームページをご覧ください。

東京港湾事務所(<http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/tokyo/>)

東京都港湾局(<http://www.kouwan.metro.tokyo.jp/jigyosho/shingokoudou/index.htm>)

○今後の取組

訓練を実施するとともに、複数の発災想定での検討などを進め、必要に応じて見直しを行う。

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/tokyo-p_00000016.html

6. 国際緊急援助隊参加者の天皇皇后両陛下御接見

タイ王国の洪水被害に際して派遣された関東地方整備局 職員 5 名に天皇皇后両陛下が御接見

関東地方整備局

平成 23 年 10 月のタイ王国における洪水被害に際し、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」に基づき派遣された元国際緊急援助隊員 47 名が、3 月 6 日(水)に天皇皇后両陛下に御接見を賜りましたのでお知らせします。(関東地方整備局職員 5 名が御接見行事に参加)、冒頭で天皇陛下は、隊員の活動にねぎらいの言葉を掛けられ、その後、皇后陛下と共に隊員一人ひとりと和やかに懇談されました。

●御接見参加職員 ※所属は派遣当時のもの

関根保弘 河川部 水理水文分析官

高田昇一 建政部 都市整備課 課長補佐

神宮寺保秀 企画部 施工企画課 課長補佐

塩入健治 企画部 施工企画課係長

荒井猛 北首都国道事務所 工物品質管理官

(現在、独立行政法人 土木研究所 企画部 業務課長)

●派遣内容

国土交通省からタイ王国に派遣した排水ポンプ車を使った氾濫水の排水対策に関する指導・助言、氾濫水の排水対策に関する指導・助言

国土交通省は、洪水被害を受けたタイ王国への排水支援の一環として、排水能力が高く機動性に優れた排水ポンプ車を派遣し、平成 23 年 11 月 19 日から排水活動に着手しました。その後、現地での日本・タイ王国の話し合いを経て、所期の目的を達したとして、平成 23 年 12 月 20 日に排水活動を終了しました。

※タイ王国の洪水被害に対する排水作業の概要は、本文資料(PDF)別添参考資料「国土交通省記者発表資料(平成 23 年 12 月 20 日)」をご参照下さい。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kyoku_00000555.html

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 国土交通省防災業務計画を改正しました

国土交通省では、東日本大震災以降これまで2回にわたって、東日本大震災の教訓や課題、更に津波防災地域づくりに関する法律の制定等を踏まえて、国土交通省防災業務計画を改正してまいりました。

このたび、平成24年9月の防災基本計画^{※1}の修正等を受け、災害に対する即応力の強化など大規模広域災害への対策等を盛り込み、3月13日付で国土交通省防災業務計画^{※2}を改正しましたのでお知らせします。

今回の改正を踏まえ、災害応急対応の一層の充実を図るとともに、今後も不断の見直しを行ってまいります。

なお、修正した防災業務計画は、下記 URL よりご覧頂けます。

<http://www.mlit.go.jp/saigai/gyoumukeikaku.html>

※1： 防災基本計画は、中央防災会議（会長：内閣総理大臣）が作成する我が国における防災行政に関する基本となるべき事項を定めた計画です。

※2： 防災業務計画は、災害対策基本法第36条第1項の規定に基づき、各府省が作成するもので、その府省の所掌事務のうち防災に関してとるべき措置を定めるものです

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_000616.html

2. 国土交通省業務継続計画を改定しました

国土交通省では、東日本大震災の教訓を踏まえるとともに、切迫性が指摘されている首都直下地震において、よりの確な対応を行うため、国土交通省業務継続計画[※]を改定しました。3月7日に国土交通省防災会議において審議し、必要な修正を行い、このたび公表することとしたものです。

今回の改定のポイントは、以下の通りです。

1. 公共交通機関の長期停止など、現行計画より厳しい条件で参集できる職員数を算出し、それに基づき非常時優先業務を絞り込み
2. 参集した者が誰でも対応できるよう非常時優先業務への対応を手順書化
3. 東京23区で震度6弱以上の揺れが観測された場合に、全国のTEC-FORCEが本省の指示を待たずに出動することを規定
4. 本省の業務継続体制を更に強化するための日頃の備えと今後の課題を整理

今後、中央防災会議にて被害想定が見直された場合や課題への取り組み状況に鑑み、随時、国土交通省業務継続計画の見直しを行って参ります。なお、改定した業務継続計画は、下記 URL よりご覧頂けます。
<http://www.mlit.go.jp/saigai/bcp.html>

※ 業務継続計画は、国土交通省防災業務計画を補完するものとして作成するもので、発災時に継続すべき優先業務や、優先業務を継続するための執務環境の確保策などを取りまとめたものです。

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_000613.html

3. 「平成25年度歴史的風致維持向上推進等調査」に関する提案の募集について

国土交通省では、良好な景観や歴史的まち並みの形成の推進を図るため、「平成25年度 歴史的風致維持向上推進等調査」を実施します^(注)。

今回、本調査に関する提案の募集を以下の通り行うこととしましたので、お知らせします。

(調査の概要)

良好な景観や歴史的まち並みの形成における資金面、人材面、制度面等の共通課題に対応した取組の提案を募集し、優れた取組を国の委託調査として実施します。

・応募主体

[1]地方公共団体

[2]地方公共団体を構成員に含む団体（協議会等）

[3]歴史的風致維持向上支援法人、景観整備機構又はその他の地域活性化に取り組む団体（提案について地方公共団体の推薦が必要）

※法人格のない任意の団体については団体の規約の有無等の要件有

・提出期間

平成25年4月10日（水）から4月16日（火）17：00まで

・募集内容

下記の良好な景観や歴史的まち並みの形成における共通課題に対応する取組の提案

○民間資金の導入による町家等の歴史的建造物の修理・活用等の促進

○広域的な歴史まちづくりの専門家組織の育成

○伝統工法と現代工法の組合せによる歴史的建造物保全システムの構築

(注) 本調査の実施は平成25年度当初予算の成立を前提とします。

(参考HP) 平成24年度歴史的風致維持向上推進等調査の実施状況

・ [平成24年度の募集内容](#)

・ [平成24年度の選定結果](#)

・ [平成24年度歴史的風致維持向上推進等調査報告会](#)

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi10_hh_000119.html

4. 「宅地の液状化被害可能性判定に係る技術指針（案）」について

1. 趣旨

東日本大震災において宅地の液状化被害が多発したことから、国土交通省（都市局）では、学識経験者による「宅地の液状化対策の推進に関する研究会」において、ボーリング調査結果と被害状況の関係を分析し、液状化被害の可能性を判定する手法等について検討してきました。

このたび、同研究会において、戸建住宅等の宅地被害の可能性をボーリング調査に基づき3段階で判定する「宅地の液状化被害可能性判定に係る技術指針（案）」がとりまとめられましたのでお知らせします。

2. 今後の取組方針

今後、この指針（案）について、地方公共団体や関係団体等のご意見も反映したうえで、技術指針として民間事業者や一般消費者等に情報提供する予定です。

この指針は、宅地の液状化に関する調査や対策を義務付けるものではありませんが、少なくとも今後開発・造成される新たな宅地については、この基準を参考にして、より安全な宅地供給が行われることを期待するとともに、既存の宅地についても、民間の自主的な取り組みにおいて広く活用されることを期待しています。

また、この指針は地方公共団体における宅地液状化マップの作成等にも活用が期待され、これを含めて、宅地の液状化に係る各種情報の充実と、その公表・周知について、国土交通省と地方公共団体が連携して進めていきます。（地方公共団体による宅地液状化マップの作成等について、宅地耐震化推進事業の拡充により国庫助成を行うことを、平成25年度当初予算案に盛り込んでいます。）

3. 留意事項

液状化現象は、震度・継続時間等の地震特性、局所的地層変化、建物特性等が複雑に関連しており、被害の可能性判定は、現実的なコストを前提にすると技術的に限界があります。このため、指針（案）は、震度5程度の地震における宅地の液状化被害の可能性を判定する目安であり、個別の宅地毎に被害の有無等を保証するものではありません。

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi06_hh_000008.html

◆◆地域の動き◆◆

地域に愛され続ける道保川

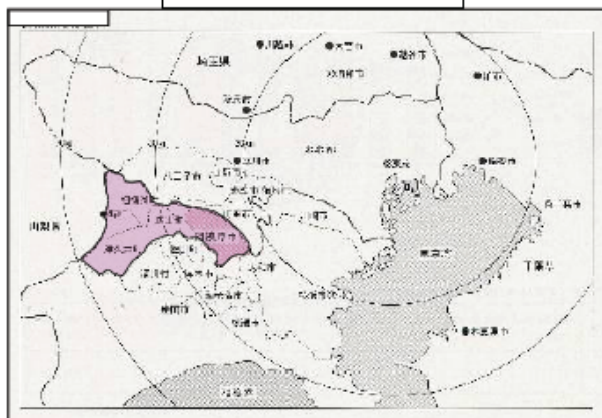
相模原市都市建設局土木部河川整備課

【はじめに】

相模原市は神奈川県北西部、東京都心から40kmの位置にあります。昭和29年に人口8万人でスタートした相模原市は、急激な都市化のなか着実な発展を続け、人口71万人を超える大都市となりました。また、平成22年4月に政令指定都市へ移行したことにより、首都圏南西部における広域交流拠点都市として、より一層の発展が期待されています。

道保川は、市内の丘陵地の崖下を流れる河川で、道保川公園を起点とし、一級河川相模川に流れ込む延長3.7kmの河川です。

相模原市の位置図



相模原市域図



【道保川の特徴】

道保川の一番の特徴は豊富な水源です。起点である道保川公園内の自然湧水や地下水に加え、丘陵地から流れ込む湧水にも恵まれ、延長3.7kmの区間に30箇所を超える湧水箇所が確認されています。また、自然環境にも優れており、湧水が流れ込む連続した斜面林に沿った崖線下を流れているため、生物の貴重な生息・生育環境となっています。

このような豊富な水源と自然環境に恵まれた道保川は水質も良好で、昭和の時代にはワサビ田や田園が広がり、地域の暮らしを支える貴重な水源として活用され、子どもたちが川で遊びホタルが飛び交う憩いの場でもありました。

【道保川公園】

道保川の水源となっている道保川公園は、そのほとんどが近郊緑地特別保全地区に指定されており、道保川の水源および丘陵地の自然緑地を保全しながら、水と緑が一体となった自然とのふれあいの場として活用する風致公園として整備され、平成2年に開園しています。

現在では、野鳥や植物の観察を自然の中で直に体験しながら自然と向き合える、生きた環境学習、野外教育を实践する場として広く市民に親しまれています。



水源とされる道保川公園

【多自然川づくりへの背景】

道保川は、貴重な生物の生息・生育環境となっていましたが、近年の都市化による開発と共にコンクリート護岸や埋め立てによる暗渠化など、道保川の原風景に変化があらわれはじめました。そこで道保川の治水安全度の向上と共に生態系や自然環境を取り戻すための「ふるさとの川整備計画」に平成12年度から着手し、また、平成18年度以降には『川の自然な営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育環境ならびに多様な河川風景を保持すること』とされた「多自然川づくり」に着手しました。



改修前

改修工事後

「コンクリートを流していた」が波を打ち返し、水が引け、河川も改善されました。



現在の植生状況

【多自然川づくりの概要】

多自然川づくりによる整備に際し、現状の道保川が持っている環境特性を生かし、損なわれた生態系や自然環境を取り戻すため次のような事項に留意しました。

- ・ 現況の河道および河畔林を可能な限り残しながら河積を確保することに配慮する
- ・ 護岸等の背面から流入する湧水の阻害とならないよう護岸構造を選定する
- ・ 環境配慮により、現場発生材(自然材料)を出来る限り利用することで道保川の環境維持に努める

【市民との協働による自然再生について】

■在来植物の再生と市民協働

多自然川づくりの工事完成直後から外来植物の生育が始まります。外来植物の侵入に対しては初期段階での発見と継続的な駆除、管理が必要不可欠となりますが、広域にわたり管理を行っている行政では細かな変化に目が届かない場合もあるため、市民協働による維持管理活動が強く求められました。

■「道保川を愛する会」

多自然川づくりによる整備を進める中、整備後の環境、活用などの意見交換を2年間にわたり重ねた結果、地元の方々より「川の自然環境を大切に守り、子どもや孫が遊べる憩いの場として残そう」と声があがり、平成16年に地元有志の方々による「道保川を愛する会」が発足されました。活動は毎年4月から第2、第4土曜日の午前8時から2時間程度、環境美化活動を実施しています。主な内容は、外来植物であるオオブタクサやセイタカアワダチソウ等の除草、刈り払い、流水内を含めたゴミや空き缶等の収集を行っています。

なお、現在では、多自然川づくりの整備も上流へと進み、新たな2つの団体が参加して環境美化活動などの市民協働の輪が広がっています。



【民・学・官の協働による環境学習】

道保川は、現在、小学生たちの体験学習の場としても活用されており、学識経験者を招いた川の生物の観察会や、道保川を愛する会によるゴミ拾いなどの体験学習が行われ、子どもたちへの川に対する意識の向上にも役立っています。



【ホタルが再生した道保川】

今ある川の自然の営みを活かした多自然川づくりの実施や、道保川を愛する会などの地域活動の結果、自然環境のバロメーターとも言われるホタルの姿が「道保川」に戻ってきました。



ホタルが乱舞する道保川公園

【さいごに】

今回、道保川という小規模な地域河川を紹介させて頂きましたが、道保川を愛する会の方々から「子どもや孫たちに、自然豊かなこの地域を残していきたい」という声を聞き、道保川が今も地域住民に愛され続けていることを強く感じました。

今後とも、子どもや孫など次世代まで愛され続ける川づくりに努めていきたいと思えます。

